

イヌを飼育されている方へ  
**狂犬病の予防接種をお忘れなく**

4月 (駐)：駐車場

とき	ところ
13日(木)	9:15~ 9:35 田舎ランド嶋内校庭
	9:50~10:15 那須塩原市森林組合 (駐)
	10:30~10:50 洞島多目的集会施設 (駐)
	11:15~11:50 青木2区集落センター (駐)
	13:10~13:40 高林活力倍増センター (駐)
	13:55~14:25 青木3区自治公民館 (駐)
	14:50~15:30 とようらコミュニティ公園
14日(金)	9:00~ 9:50 黒磯保健センター (駐)
	10:00~10:50 市役所本庁舎 (駐)
	11:00~11:50 黒磯公園グラウンド
	13:10~13:50 東原地域活動センター (駐)
	14:05~14:50 稲村公民館前 (駐)
	15:05~15:30 埼玉公民館 (駐)
	15:45~16:35 くらいそ運動場東側 (駐)
15日(土)	9:00~9:15 板室温泉公営 (駐)
	9:30~9:55 旧穴沢小学校 (駐)
	10:10~10:45 戸田多目的集会施設 (駐)
	10:55~11:10 西岩崎集落センター (駐)
	11:25~11:55 青木1区多目的研修センター (駐)
	13:10~14:10 稲村公民館前 (駐)
	14:25~15:45 市役所本庁舎 (駐)
16日(日)	9:10~9:30 無栗屋多目的集落センター (駐)
	9:50~10:10 波立小学校側温泉神社前広場
	10:25~10:45 北和田公民館 (駐)
	11:00~11:20 旧東那須野給食センター (駐)
	11:30~11:55 沓掛集落センター (駐)
	13:10~13:55 東那須野公民館 (駐)
	14:10~14:30 下中野公民館 (駐)
17日(月)	9:10~9:25 熊久保公民館 (駐)
	9:35~10:15 寺子一里塚公園向空地
	10:25~11:00 鍋掛公民館体育館前 (駐)
	11:15~11:45 野間自治公民館 (駐)
	13:10~13:30 佐野集会所 (駐)
	13:45~14:00 三本木公民館 (駐)
	14:20~14:50 上井口集会所 (駐)
	15:05~15:35 横林小学校 (駐)
	15:50~16:20 日の出集落センター (駐)

生後90日を過ぎたイヌの飼い主は、イヌの登録と、毎年1回の狂犬病予防ワクチンの接種が法律で義務づけられています。集合注射の機会をぜひ活用してください。

◆注射料金 1頭3,500円(新規の登録は別途3,000円が必要)

◆注意事項

- ・登録犬の飼い主に個別の問診票を送付するので、当日持参してください
- ・動物病院での個別接種も可能です(注射料金は病院によって異なります)

🐾 **ここが怖い 狂犬病**

狂犬病はイヌなどを介して感染するウイルス性の感染症です。発症すると有効な治療法がなく、そのまま死に至る恐ろしい病気とされています。世界でもアジアでの発症事例が多く、毎年5万人が命を落としています。

5月

とき	ところ
13日(土)	9:15~ 9:35 大貫小学砂利 (駐)
	9:55~10:15 宇都野集落センター (駐)
	10:30~10:50 金沢下コミュニティセンター (駐)
	11:05~11:55 ハロープラザ：入口付近砂利(駐)
	13:10~14:00 アグリパル塩原 (駐)
	14:30~15:20 塩原庁舎 (駐)
19日(金)	9:30~10:20 西公民館 (駐)
	10:35~11:05 三島公民館脇 (駐)
	11:15~11:55 西三島公民館 (駐)
	13:10~13:40 西那須野庁舎北 (駐)：図書館脇
	13:55~14:25 南公民館 (駐)：二区町
	14:45~15:15 大山公民館 (駐)
20日(土)	15:25~16:00 石林公民館 (駐)
	9:30~10:00 二区公民館 (駐)
	10:15~10:45 二つ室公民館 (駐)
	11:00~11:50 下永田公民館 (駐)
	13:10~13:30 第一南公民館 (駐)：東町
	13:45~14:25 太夫塚公民館 (駐)
21日(日)	14:40~15:05 東三島公民館 (駐)
	15:20~15:50 東赤田公民館 (駐)：公民館裏
	9:20~10:05 狩野公民館 (駐)
	10:15~11:00 にしなすの運動公園広場
	11:15~11:55 三島公民館脇 (駐)
	13:10~13:50 西公民館 (駐)
21日(日)	14:10~15:05 南公民館 (駐)：二区町
	15:20~16:00 西那須野庁舎北 (駐)：図書館脇



ペットの飼育マナーを守りましょう

**愛情はたっぷり 責任はしっかりと**

▶問い合わせ  
 環境管理課  
 ☎0287(62)7142

あなたのかわいい家族が もしかすると迷惑をかけているかも…

市には、イヌのフンの放置や放し飼い、捨てイヌ、捨てネコなど、依然としてペットに関する苦情が数多く寄せられています。ごく一部の飼い主の「大丈夫」「ちょっとだけ」といった意識から、近隣住民に多大な迷惑がかかっている場合も…。ペットの飼い主やこれから飼い主となる人は、動物の本能や習性を十分に理解した適正な飼育を心掛けましょう。

🐾 **こんな相談、多く寄せられています。**



『散歩中のイヌのフンを片付けずにそのまま放置する人がいます』



『近所の放し飼いされているネコが自分の家の敷地をうろついている…』



『近所で野良ネコにエサを与えている人がいて、住み着いてしまった…』

《フン害で憤慨したことありませんか》  
 道端でフンを踏んでしまった時の悔しさを想像してください。公園などは小さいお子さんなどが寝そべることもあります。“不衛生”という意識があると気持ちよく使えません。

《イヌの散歩にワンポイント》  
 散歩の際はフン処理用の道具を携帯し、責任をもってフンを持ち帰りましょう。ビニール袋1枚でも代替できます。一つの心配りで、みんなが気持ちよく使える場所が増えます。

《よくある放し飼いのトラブル》  
 ・庭でフン尿をされ、においが漂う  
 ・花や野菜をひっかきまわされた  
 ・車の上へ乗り、爪跡をつけられた  
 ・家屋、道具類に砥ぎ傷をつけられた  
 ・飼えない子ネコが産まれてしまった

《隣人をキッと驚かせないように》  
 飼い主は、できるだけ室内飼いに努めましょう。室内飼いは、他人の敷地でのトラブルがなくなるだけでなく、交通事故や伝染病を未然に防ぐことができます。

《あなたの善意が迷惑に…》  
 「かわいそう」「ちょっとだけ」…善意でのエサやりが近所トラブルにつながっています。エサを与えることで近所から「飼い主である」と誤解を招くこととなります。

《責任とマナーが優先です》  
 エサを与えるのであれば、責任を持って飼いましょう。無責任にエサのみ与える行為は、野良ネコが繁殖するなど、迷惑行為やトラブルにつながる可能性があります。



🐾 **イヌ・ネコの飼育で困ったら…**

こんな悩みに専門の相談員が応じます。

- ・飼いイヌの無駄吠えをなんとかしたい
- ・飼いイヌが人を咬んでしまった
- ・負傷しているイヌ、ネコがいる
- ・野良イヌ、ネコで困っている
- ・ペットの譲り先が見つからない

《よくある相談》  
 飼いイヌ・ネコが行方不明に…  
 ↓  
 鑑札、首輪、マイクロチップなど、身元が分かるものを装着させましょう。災害時にも役立ちます。

▶県動物愛護指導センター ☎028(684)5458